

高松市・庵治町合併協議会 第 5 回 会 議

附属資料 (継続協議分)

目 次

1	「地方税の取扱いについて」に関する資料(協議第13号資料) -----	1 ~ 10
2	「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料(協議第14号資料) -----	11 ~ 12
3	「電算システム事業について」に関する資料(協議第15号資料) -----	13 ~ 15
4	「広聴広報事業について」に関する資料(協議第16号資料) -----	16 ~ 21
5	「生活保護事業について」に関する資料(協議第17号資料) -----	22 ~ 25
6	「その他の事業」に関する資料(協議第18~19号資料) -----	26 ~ 28

協議第13号資料

「地方税の取扱いについて」に関する資料

個人市・町民税について	2
法人市・町民税について	3
固定資産税について	4
軽自動車税について	5
市・町たばこ税について	6
特別土地保有税について	7
入湯税について	8
事業所税について	9
納税関係について	10

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市 町民税	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 3,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×315,000円+198,000円	高松市と同じ。 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+176,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×350,000円+350,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	・高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月 1日から 6月30日まで 第2期 8月 1日から 8月31日まで 第3期 10月 1日から10月31日まで 第4期 12月 1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月 1日から 6月30日まで 第2期 9月 1日から 9月30日まで 第3期 12月 1日から12月25日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
均等割の非課税基準が異なっている。 納期が異なっている。

対 応 策
均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																															
分類	法人市 町民税																																															
	現 況																																															
項目	高 松 市	庵 治 町																																														
1 納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人 ……均等割 + 法人税割 市内に寮、宿泊所、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの ……均等割 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの ……均等割 (収益事業を行うものは均等割 + 法人税割)	高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。																																														
2 税率	均等割 (制限税率) (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>492</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>492</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>192</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>156</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>60</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table> 法人税割 (制限税率) 法人税額の 14.7%	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		均等割 (標準税率) (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>410</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>410</td> <td>1,750</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>160</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>130</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> 法人税割 (標準税率) 法人税額の 12.3%	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	410	3,000	10億円を超え50億円以下	410	1,750	1億円を超え10億円以下	160	400	1千万円を超え1億円以下	130	150	1千万円以下	50	120	上記以外の法人等	50	
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	492	3,600																																														
10億円を超え50億円以下	492	2,100																																														
1億円を超え10億円以下	192	480																																														
1千万円を超え1億円以下	156	180																																														
1千万円以下	60	144																																														
上記以外の法人等	60																																															
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	410	3,000																																														
10億円を超え50億円以下	410	1,750																																														
1億円を超え10億円以下	160	400																																														
1千万円を超え1億円以下	130	150																																														
1千万円以下	50	120																																														
上記以外の法人等	50																																															
3 申告納付期限	中間申告 事業年度開始の日以後、6月を経過した日から 2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から 2月以内 均等割法人 4月 30日	高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。																																														

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
税率 (均等割、法人税割) が異なっている。

対 応 策
庵治町地域の税率 (均等割、法人税割) については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) 住宅用地の課税標準の特例 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 賦課期日における価格(償却資産)	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12	高松市と同じ。 は、適用なし。
4 免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	高松市と同じ
5 評価方法	土地 宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 家屋 ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 償却資産 ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式	土地 ・宅地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 高松市と同じ。 ・一般山林 高松市と同じ。 ・原野 高松市と同じ。 ・雑種地 高松市と同じ。 家屋 高松市と同じ。 償却資産 高松市と同じ。
6 納期	第1期 4月 1日から 4月30日まで 第2期 7月 1日から 7月31日まで 第3期 9月 1日から 9月30日まで 第4期 11月 1日から 11月30日まで	第1期 5月 1日から 5月31日まで 第2期 8月 1日から 8月31日まで 第3期 11月 1日から 11月30日まで

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
宅地の評価方法が異なっている。 納期が異なっている。

対 応 策
宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
	現 況																																																																									
項目	高 松 市	庵 治 市 町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																								
2 税率	標準税率(50cd以下、ミニカー) 制限税率(上記以外の車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cd以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cd以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cd以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cd以下	1,000円	50ccを超え90cd以下	1,300円	90ccを超え125cd以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	標準税率(全ての車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cd以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cd以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cd以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cd以下	1,000円	50ccを超え90cd以下	1,200円	90ccを超え125cd以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cd以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cd以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cd以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cd以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cd以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cd以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
		貨物営業用	3,000円																																																																							
		貨物自家用	4,000円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	高松市と同じ。																																																																								

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
税率が異なっている。

対 応 策
庵治町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り 不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	市 町たばこ税	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	高松市と同じ。
2 課税標準	売り渡し本数	高松市と同じ。
3 税率	・1,000本につき2,977円 旧3級品(エコー、わかば、しんせい等)については1,000本につき1,412円	高松市と同じ。
4 申告納付期限	当月の売り渡し分について、翌月末日まで	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	特別土地保有税	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日において基準面積(5,000㎡)以上の土地を所有する者(保有) ・1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得) 1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日において基準面積(10,000㎡)以上の土地を所有する者(保有) ・高松市と同じ。 <p style="text-align: center;">高松市と同じ。</p>
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得価額 	高松市と同じ。
3 税率	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の保有に係るもの 100分の1.4 ・土地の取得に係るもの 100分の3 	高松市と同じ。
4 税額	<p>保有分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得価額×税率-その土地の固定資産税額相当額 <p>取得分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得価額×税率-その土地の不動産取得税額相当額 	高松市と同じ。
5 免税点	5,000㎡未満	10,000㎡未満
6 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の保有に係るもの 5月31日 ・土地の取得に係るもの <ul style="list-style-type: none"> 1月1日前1年以内の取得者 2月末日 7月1日前1年以内の取得者 8月31日 	高松市と同じ。
参 考	<p>平成15年度税制改正により、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされた。</p> <p>ただし、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡又は免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、免除されない。</p>	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>基準面積及び免税点が異なっているが、特別土地保有税は、平成15年度から課税凍結されている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客 1人 1日につき 150円 (標準税率)	入湯客 1人 1日につき 100円
3 課税免除	小学生以下の者又は年齢 12歳未満の者 一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 利用料金が 1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者	・年齢 12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・町が住民の福祉の向上を図ることを目的として設置した施設に入湯する者 ・利用料金が 1,000円以下の鉱泉浴場に日帰りで入湯する者 ・学校 (大学を除く。)が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により町長が特に認める者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月 15日までに申告 納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
税率が異なっている。 課税免除基準が異なっている。

対 応 策
・庵治町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 課税免除基準については、合併時に高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	事業所税	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	・市内の事業所等において事業を行う法人又は個人資産割、従業者割	該当なし。
2 課税標準	・資産割事業所床面積 ・従業者割従業者給与総額	
3 税率	・資産割 1㎡につき600円 ・従業者割従業者給与総額の100分の0.25	
4 免税点	・資産割事業所床面積1,000㎡以下 ・従業者割従業者数100人以下	
5 申告納付	・法人事業年度終了の日から2月以内 ・個人翌年の3月15日まで	

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市の制度に統一した場合、庵治町には新しい課税となる。

対 応 策
庵治町地域の事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り課税を免除する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 納期前に納付した税額 × 0.5 / 100 × 納期前の月数 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋償却資産) 平成17年度から廃止する。</p>	<p>報奨金 高松市と同じ。 前納時期 前期 後期あり 交付限度額 なし 適用税目 高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能	高松市と同じ。
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、平成17年度から報奨金制度を廃止することとなっている。

対 応 策
<p>固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p> <p>住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p>

協議第14号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条例・規則等の数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	14 条例・規則等の取扱い		部会名	総務
分類	条例・規則等の数			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 条例・規則等数	1 条例 233本 2 規則 282本 3 規程等 165本 (平成 16年 4月 1日現在)	1 条例 133本 2 規則 109本 3 規程等 54本 (平成 16年 4月 1日現在)		
			対 応 策	
			調 整 案	
			条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。	

協議第15号資料

「電算システム事業について」に関する資料

システムの種類について	14
庁内LANの状況について	15

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24- 1 電算システム事業		
分類	システムの種類		
現況			
項目	高松市	松	庵治町
1 システムの種類及び処理方法 (Microsoft Excel等のOAソフトウェアを活用しているものを除く)	人事管理 指定統計 例規集検索 市民意識調査 財務管理 公用自動車管理 墓園管理 住民記録 住基ネットワーク 法人市民税 固定資産税(土地, 家屋) 固定資産税(償却資産) 家屋評価 軽自動車税 市県民税 事業所税 収納管理 国民年金 国民健康保険 福祉医療 介護保険 児童手当 児童扶養手当(特児) 保育料 母子寡婦福祉金 障害者福祉 支援費 高齢者福祉 生活保護 予防接種 市民病院院内医療情報 自動車騒音面的評価	ごみ収集ステーション管理 粗大ごみ受付 中小企業勤労者福祉共済 水田情報管理 法定外公共物譲与(管理) 建築設計(CAD) 土木積算 屋外広告物管理 道路台帳図面管理 市営住宅管理 下水道管理 浄化槽登録管理 自動出動(消防) 画像伝送(消防) 上水道料金調定 配水コントロール 図面管理(水道) 学事情報 公共施設利用総合情報 図書館管理 図書館蔵書検索 農地基本台帳管理 不在者投票管理 会議録検索 全て直営 (= 業務主管課導入)	人事管理(職員給与システム含む) 財務管理 住民記録 住基ネットワーク 法人町民税 固定資産税(土地, 家屋) 固定資産税(償却資産) 軽自動車税 町県民税 収納管理 国民年金 国民健康保険 福祉医療 介護保険 児童手当 基本健診 妊婦健診 予防接種 がん健診 乳幼児健診 水田情報管理 下水道管理 上水道料金調定 図面管理(水道) 就学児童管理 地籍情報管理システム 全て直営 (= 業務主管課導入)

委託：
事業者の施設に機器を設置し、庁舎と回線で接続し運用しているもの
直営：
庁舎内に機器を設置し運用しているもの

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要になる。 高松市のシステムと庵治町の対応するシステムとの間に互換性がない。 地籍情報管理システム等、庵治町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがある。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行う。 庵治町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。 庵治町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは必要な改修を加え使用する中で、今後の活用について検討する。 当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。

調整案
<p>高松市の電算システムに統合する。 統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 1 電算システム事業	
分類	庁内LANの状況	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 接続拠点	<p>本庁舎 基幹 :有線100M/bps、 フロア :光無線(一部有線)10M/bps 出先(施設内は有線、水道局のみ無線) 無線(3か所) 水道局(11M/bps) 女木出張所、女木診療所(150k/bps) 有線放送専用回線1.2M/bps(1か所) 消防局(北消防署を含む) S T N E T専用回線64k/bps~10M/bps(124か所) (平成17年度末には一部を除き10M/bps) 生涯学習センター、図書館、文化センター、美術館、 高松第一高等学校、競輪局、中央卸売市場、市民病 院、市民サービスセンター、女性センター、ボランティア ・市民活動センター、玉藻公園、斎場、公園、保健所 保健センター、下水道施設課、衛生処理センター、 西部クリーンセンター、支所・出張所20か所、 公民館(単独)19か所、保育所30か所、消防局出先 11か所、水道局出先4か所、高松テルサ他21か所 N T Tダイヤル回線64k/bps(82箇所) 小学校41か所、中学校18か所、幼稚園18か所、 南部広域清掃センター他4か所</p> <p>外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク(LGWAN)</p>	<p>本庁舎 基幹・フロアとも有線10M/bps 一部同軸ケーブル(10Base-5) 出先とのネットワーク接続なし</p> <p>外部接続(庁内LANからは独立) インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク(LGWAN)</p>
2 住民情報系と内部情報系の分割	なし	なし
3 PC(端末)台数	<p>住民情報系 住民記録専用 20台 CS端末9台(専用LAN) 内部情報系 LAN接続2079台(本庁内1236台,庁舎外843台) 財務会計2079台とも使用可能 上記のうち財務含む業務系専用端末 47台</p>	<p>庁内LAN接続端末51台</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

・別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なる。
 ・インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続している。
 ・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすい。

対 応 策

・庵治町の庁内LANを高松市の庁内LANに統合する。
 ・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。
 ・統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期する。

調 整 案

高松市の庁内LANに統合する。

「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	17
広聴事業（その他）について	18
広報紙について	19
視覚障害者等への広報について	20
広報事業（その他）について	21

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-2 広聴広報事業																																												
分類	市(町)民相談事業																																												
項目	現 況																																												
1 相談内容及び実施日時	高 松 市	庵 治 町																																											
	市民相談コーナーでの相談																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">専 門 相 談</td> <td>人権法律相談</td> <td>毎週月曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>弁護士法律相談</td> <td>毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>司法書士法律相談</td> <td>第2・4木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>社会保険労務士相談</td> <td>毎週火曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政書士相談</td> <td>第1・3金曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>毎週水曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>第2金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>戸籍相談</td> <td>第3金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>経営相談</td> <td>年4回 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>緑化相談</td> <td>第2・4火曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>環境行政相談</td> <td>第4金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td>月～金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	相談種別・内容	実施日時	市政相談	月～金曜日 8:30～17:00	一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	専 門 相 談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00	経営相談	年4回 13:00～16:00	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00	環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00	消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00	健康相談	月～金曜日 8:30～17:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談(行政相談員)</td> <td>毎月第2水曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談(民生児童委員) (社会福祉協議会へ委託)</td> <td>毎月第2水曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>特設人権相談</td> <td>年に3～4回 人権擁護委員</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に各担当部署でさまざまな相談あり (健康、母子相談など)</p>	相談種別・内容	実施日時	行政相談(行政相談員)	毎月第2水曜日 13:00～16:00	心配ごと相談(民生児童委員) (社会福祉協議会へ委託)	毎月第2水曜日 13:00～16:00	特設人権相談	年に3～4回 人権擁護委員
相談種別・内容	実施日時																																												
市政相談	月～金曜日 8:30～17:00																																												
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00																																												
専 門 相 談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00																																											
	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00																																											
	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00																																											
	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00																																											
	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00																																											
	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00																																											
	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00																																											
	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00																																											
	経営相談	年4回 13:00～16:00																																											
	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00																																											
	環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00																																											
	消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00																																											
	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00																																											
	健康相談	月～金曜日 8:30～17:00																																											
相談種別・内容	実施日時																																												
行政相談(行政相談員)	毎月第2水曜日 13:00～16:00																																												
心配ごと相談(民生児童委員) (社会福祉協議会へ委託)	毎月第2水曜日 13:00～16:00																																												
特設人権相談	年に3～4回 人権擁護委員																																												
	他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (母子、交通事故、農業相談など)																																												

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
<p>相談内容及び相談回数に差異がある。 高松市の制度に統一した場合、庵治町では、市役所本庁まで来なければならない、高齢者等に不便を来たす恐れがある。</p>

対応策
<p>庵治町で行っている相談事業については、庵治町の住民の利便性等を考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 2 広聴広報事業	
分類	広聴事業 (その他)	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 市(町)政出前ふれあいトーク	<p>市政のしくみや現在取組んでいる事業・施策 今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。</p> <p>地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見 提言等を聴取し、市政に反映させる。</p>	該当なし。
2 市(町)長への提言	<p>市民からの意見・要望などを聴取し、市政に反映させるため、手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をする。</p>	<p>町民からの意見・要望などを聴取し、町政に反映させるため、公共施設(庁舎・町民会館の2カ所)に「あなたの声」のポストを設置している。</p>
3 電子会議室運営事業	<p>市民参加の電子会議室を設置し、「市民と市民」・「市民と行政」の対話を通して、市民の意見等を市政に反映していく。</p> <p>各課との調整を行いながら広聴広報課が管理運営を行っている。</p> <p>平成 16年度から運用開始 (電子会議室 8室)</p>	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>庵治町では、町政出前ふれあいトーク及び電子会議室運営事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 2 広聴広報事業	
分類	広報紙	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 発行回数(日)	毎月2回(1日、15日)発行	毎月1回(1日)発行
2 発行部数	126,500部	2,600部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・8ページ 年6回	A4判 ・18ページ、22ページ、26ページ (月により異なる。)
4 配布先	全世帯、他市町	高松市と同じ。
5 配布方法	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所出張所などの市の機関の窓口や郵便局に設置所などの市の機関の窓口や郵便局に設置(自治会未加入団体も10軒程度集まれば配達している。) 各世帯への配布に伴う仕分け・配達業務は、業者へ委託して実施している。	自治会を通じて各世帯に配布するほか、公共施設、金融機関、郵便局に設置 各世帯への配布に伴う仕分け業務は委託、配送は職員が行っている。
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 20冊	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
発行回数(日)及び配布方法等に差異がある。 庵治町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、合併後に「くらしのガイドブック」を庵治町の全世帯に配布する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-2 広聴広報事業	
分類	視覚障害者等への広報	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 点字広報	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数 毎月1回(10日) ・発行部数 :100部 ・規格 :B5判 20ページ ・内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集 作成 原稿を作成し、財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼 ・配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送 	該当なし。
2 声の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数 毎月1回(5日) ・発行部数 :100本 ・規格 :60分カセットテープ ・内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集 作成 原稿を作成し、吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託 ・配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用) 	該当なし。
3 テレホンサービス等	視覚障害者や高齢者へのバリアフリーを進める一 方策として、市の携帯電話版ホームページ「もっと高 松NAV I」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAX で情報を簡単に取り出すことのできるシステム(テレ ホンブラウザシステム)により対応している。	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、点字広報及び声の広報を発行していない。 庵治町では、テレホンサービス等を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		24-2 広聴広報事業		部会名	総務
分類		広報事業(その他)			
現況					
項目	高松市	庵治町	高松市	問題点・課題	
1 ホームページ	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光 イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ リサイクル 他) ・お知らせ ・水原情報 ・市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) 行政情報・イベント・募集情報・はてな?探訪 庵治めぐり・広報あじ・フォトコンテスト・役場へのアクセス・役場へのメール・リンク・フォトギャラリー・映画ロケ地ガイド 高松市 庵治町合併協議会		庵治町では、メールマガジン及びケーブルテレビによる広報を実施していない。 高松市では、防災行政無線を利用した一般広報を実施していない。	
2 メールマガジン	名称 :メルマガもっと高松 発行日 毎月第1、3金曜日 登録者数 905人(H16.9.30現在) 内容 ・暮らしの知っ得情報 ・市長のひとりごと ・文化かわら版 ・子ども情報 ・健康マル知情報 “こんなのあるよ” ・エコ倶楽部情報	該当なし。		対応策 高松市の制度に統一する。 庵治町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	
3 ケーブルテレビ	名称 市政情報専用チャンネル「いきいき高松」 (高松ケーブルテレビ5チャンネル) 内容 ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報の提供 ・災害その他緊急情報の提供 ・テレビジョン放送の再送信	該当なし。		調整案 高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	
4 防災行政無線を利用した一般広報	該当なし。	火災発生、たずね人などの情報を屋外及び戸別スピーカーから放送している。			

協議第17号資料

「生活保護事業について」に関する資料

生活保護制度について	23
行旅病人等取扱事務事業について	24
ホームレス自立支援事業について	25

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 生活保護事業	
分類	生活保護制度	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 級地区分	2級地の1	3級地の2
2 実施機関	高松市福祉事務所	香川県東讃保健福祉事務所
3 被保護世帯数	3,167世帯(平成16年4月1日現在)	9世帯(平成16年4月1日現在)
4 被保護人員	5,041人(平成16年4月1日現在)	11人(平成16年4月1日現在)
5 保護基準	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 145,750円 住宅扶助 13,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 163,750円	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 124,150円 住宅扶助 8,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 137,150円
6 保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっている。

対 応 策
高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-7 生活保護事業	
分類	行旅病人等取扱事務事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 急迫医療取扱 (行旅病人)	行旅中の病気等により歩行が困難で療養の途がなく、かつ救護する者がいない場合に、当該病人の所在地の市町村が救護し、急迫医療費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
2 遺体取扱 (行旅死亡人)	行旅中に死亡し、引取者がいない場合や住所・居所・氏名が知れず引取者がいない死亡人の場合は、当該死亡人の所在地の市町村が葬祭し、葬祭費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
3 交通費・回数券等の支給	行旅中に、事故又は過失等により行旅の目的が達せられず、不測の困難に陥り本市に救護を求めてきた者について、必要最小限の範囲で交通費等を貸与する。	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 生活保護事業	
分類	ホームレス自立支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 医療費の支給	栄養や健康状態が著しく悪化しているホームレスに対し、安全衛生上、真に必要と認める場合に限り、緊急一時的な措置として病院での医療費を支給する。	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町においては、ホームレスに対する医療費を支給していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第18～19号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第18号) 情報公開制度について	27
(協議第19号) 外部監査制度について	28

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 2 2 その他の事業（情報公開制度）	
分類	情報公開制度	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 制度の概要	<p>(根拠) 高松市情報公開条例 (公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 何人も請求できる。</p>	該当なし。
2 公開方法	<p>(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開 (写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円枚</p>	該当なし。
3 審査会	<p>(名称) 高松市情報公開審査会 (委員数) 5名以内 (任期) 2年</p>	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では情報公開条例を制定していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 2.2 その他の事業 (外部監査制度)	
分類	外部監査制度	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 概要	<p>(目的) 監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。</p> <p>1 包括外部監査契約に基づく監査 (都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。) ・外部監査人 1名 ・補助者 若干名</p> <p>2 個別外部監査契約に基づく監査 市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。</p>	該当なし。
2 実施状況	<p>包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成 11年度より毎年実施している。 個別外部監査は、実績なし。</p>	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。